

除雪訓練運用基準（案）

（適用）

- 1 この除雪訓練運用基準（案）は、道路除排雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により積算を行う場合について適用する。

（除雪訓練）

- 2 除雪訓練費の算出方法は、土木工事標準積算基準書を準用するものとし、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 除雪訓練実施期間

除雪訓練の実施期間は、除雪契約を締結してから3月31日までの間とする。除雪訓練一人当たり除雪機械1台につき訓練時間は6時間を上限とし、超えた分は設計計上の対象外とする。

- (2) 訓練の実施箇所

除雪訓練の実施箇所は、次の掲げる箇所とし、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

ア 冬期通行止め路線のうち、発注者が指定する路線

冬期通行止め期間中のみ訓練として出動できるものとする。

イ 除雪業務契約している路線

降雪量が出動基準に満たしていない場合でも、訓練として出動できるものとする。

ウ 公共施設

受注者は訓練の実施箇所に係る協議が整い次第、当該公共施設の利用について管理者から許可を得るとともに、速やかに許可書の写しを提出するものとする。

- (3) 対象者

除雪訓練の対象者は、原則として、次に掲げる中から、発注者と受注者の協議により決定するものとし、対象者は、作業計画書に明記するものとする。但し、除雪機械を運転するために必要な免許は有しているものとする。

ア 除雪オペレータの年齢が40歳以下の者

イ 除雪オペレータとしての経験が2年以下の者

ウ 新規購入してから2年以下の除雪機械を操作する者

エ その他、監督職員が必要と判断した者

- (4) 対象機械

除雪訓練工の対象機械は、原則として、次に掲げる機種とし、発注者と受注者の協議により決定するものとし、決定された対象機械は、作業計画書に明記するものとする。

ア 除雪ドーザ

イ 除雪グレーダ

ウ ロータリ除雪車

エ トラクタショベル

オ 凍結抑制剤散布車

- (5) 諸経費

除雪訓練工の諸経費は一般管理費のみを対象とする。

(監督職員の承諾)

- 3 受注者は、除雪訓練を実施する場合は、様式 10 により道路除雪訓練実施届を提出し、監督職員から承諾を得るものとする。

(除雪訓練の開始及び完了報告)

- 4 受注者は、除雪訓練を開始及び完了した際、除雪システムで開始時間及び完了時間の報告を行い、道路除排雪業務完了報告書（様式 1 号）に訓練の開始及び完了を証明する写真を添付し、速やかに監督職員に提出するものとする。

(完了確認)

- 5 発注者は、道路除排雪業務完了報告書により除雪訓練報告があった場合、運転時間及び写真を確認し、除雪訓練費の計上を行うものとする。

(除雪訓練の計上)

- 6 除雪訓練費は、積上げ計上するものとし、別途精算する（変更契約対応）。但し、除雪訓練一人当たり除雪機械 1 台につき訓練時間は 6 時間を上限とし、超えた分は設計計上の対象外とする。また、除雪訓練工の諸経費は一般管理費のみを対象とする。

なお、降雪量が出動基準に満たしていない場合に訓練として出動し、作業中に出動基準を超える降雪量となった場合は、通常の除雪作業として計上できるものとする。受注者は、訓練作業中に出動基準を超えた場合は、降雪量を証明する写真を添付し、道路除排雪業務完了報告書（様式 1 号）を監督職員に提出するものとする。

(損料補正)

- 7 除雪訓練を実施した期間が損料補正対象期間(12 月 1 日から 2 月 28 日まで)の場合は、除雪訓練時間は補正の対象外とする。

(その他)

- 8 受注者は、除雪訓練を実施する場合は、熟練オペレータと同乗もしくは、遠隔で指示が可能な環境で実施することとし、除雪訓練中は「除雪訓練中」と明記したステッカー等を付属して作業を実施すること。また、除雪訓練中は一般車両を優先し、交通の妨げにならないようにすること。